

## 自主規制モニター一会議議事要旨（2020年2月18日）

### I 日時：

2020年2月18日（火）10時30分～12時30分

### II 場所：

日本公認会計士協会 公認会計士会館4階 401AB会議室

### III 出席者：

- 自主規制モニター一会議委員（五十音順）  
後藤敏文委員、小林麻理委員、鈴木康史委員、園 マリ委員、高橋則広委員、三宅 弘委員、森本 学委員、山浦久司委員
- 日本公認会計士協会  
手塚正彦（会長）、小暮和敏（担当副会長）、海野 正（専務理事）、林 敬子（常務理事）、廣田壽俊（常務理事）、伏谷充二郎（常務理事）、手塚仙夫（綱紀審査会 審査会長）、小宮山 賢（適正手続等審査会 審査会長）

### IV 議事要旨：

1. 議長及び副議長の互選について  
会則第111条第1項の規定に基づき、委員（会員である園委員を除く。）の互選により、山浦委員及び三宅委員がそれぞれ議長及び副議長に選任された。
2. 議事要旨の公表形式等について  
会則第111条第4項の規定に基づき公表する自主規制モニター一会議の議事要旨は、出席者を明記の上、個々の発言については、発言者の氏名は記載せず、発言内容を要約した形で公表することとした。
3. 自主規制各機関説明について  
自主規制モニター一会議のモニタリング対象機関である品質管理委員会、監査・規律審査会、綱紀審査会及び適正手続等審査会の所管する制度の概要及び運用状況について、担当役員及び各機関の長から説明があった。

#### 4. 日本公認会計士協会の自主規制に関する論題

当協会の自主規制に係る以下の事項について、担当役員から説明があった。

- (1) 自主規制関係の施策（方向性と課題認識）
- (2) チームメンバーのローテーションへの対応
- (3) 監査事務所に対する公認会計士・監査審査会（以下「CPAAOB」という。）による勧告への対応
- (4) 会長声明「最近の不適切会計に関する報道等について」（2020年2月14日付け）の発出

#### 5. 意見交換

上記3及び4について、以下のような意見交換が行われた。

- 会費滞納者の取扱い、継続的専門研修（CPE）の義務不履行の場合の取扱い等のほか、業務を行うことができるのか疑念があるにもかかわらず業務を行っている場合など、高齢化が加速する中、諸々の事情により意思表示が困難な高齢者への対応については、想定されるケースを類型化し、日本公認会計士協会全体として検討する必要があるのではないか。
- リスクモニタリングの高度化は非常に重要であり、どこにリスクがあるかを識別・認識していくことは有用である。日本公認会計士協会とCPAAOBとの関係を検討するに当たっても、日本公認会計士協会の自主規制がCPAAOBのプレスクリーニングのような役割に終始することのないよう、予防的観点を積極的に取り入れるべきであり、このような考え方は、自主規制モニター会議の役割を考える上でも重要である。
- 監査事務所に対するCPAAOBによる勧告に関して、ここまでの結論を出すに至るまでには様々な事情があったものと推察するが、この間に日本公認会計士協会が実施してきた品質管理レビューは有効に機能していたのか。品質管理レビューの予防的機能は非常に重要であり、実効ある形でのPDCAサイクルを向上させていくことが課題ではないか。
- 品質管理レビューは制裁的なイメージがあるが、特に重点的实施項目として挙げられているような事項について、どういった場合にリスクが高まるのか等を会員に周知・啓蒙するなど、プロアクティブに対応していくことが社会からの信頼を得るためには必要と考える。

- 会長声明で注意喚起されている循環取引は、かなりテクニカルな問題である。その性質上、それが異常な取引なのか、正当な取引なのか、判別は容易ではないが、取引を客観的にみると、取引の伸び、ボリューム等において不自然な点が見受けられることもある。こうしたことが事後的に判明すれば資本市場の信頼性を損なうことになりかねないため、日本公認会計士協会として、何が問題の本質なのか、監査の実施過程における循環取引による不適切会計の発見・防止への対応策を検討してもらいたい。
  
- 監査業務審査会と規律審査会が統合した監査・規律審査会が昨年10月からスタートしているが、統合後の運営の状況はどうか。個別の監査業務の審査や品質管理レビューによる判断は専門的な点もあると考えられるが、自主規制制度が全体として機能しているのかが大切であり、この視点からモニタリングしていきたい。

以上の自主規制モニター会議の議事のほか、会則第113条の規定に従い、モニタリング対象機関が所管する制度に係る規程の変更について、委員に意見を求めた。

以 上

お問い合わせ先 日本公認会計士協会 自主規制本部 Tel 03-3515-1134
---